

名古屋市公報	令和 2年10月14日 第73号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例 (緑土・総務課) (第61号)	4
規 則	
○ 名古屋市瑞穂運動場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (ス市・スポーツ振興室) (第113号)	5
○ 名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則 (ス市・スポーツ振興室) (第114号)	6
告 示	
○ 市議会の議決を経た予算の要領 (財政・財政課) (第610号)	7
○ ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の選挙立候補者 (住都・ささしまライブ24総合整備事務所) (第611号)	26
○ ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の選挙の無投票 (住都・ささしまライブ24総合整備事務所) (第612号)	27
○ 建築協定の認可 (住都・建築指導課) (第613号)	28
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (財政・税制課) (第614号)	29
○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第615号)	30
○ 農用地利用集積計画について (緑土・都市農業課) (第616号)	31
○ 大曽根北土地区画整理審議会委員選挙の無投票 (住都・大曽根北・筒井都市整備事務所) (第617号)	32
○ 大曽根北土地区画整理審議会委員の選挙における届出のあった候補者について (住都・大曽根北・筒井都市整備事務所) (第618号)	33
○ 特定計量器定期検査の実施 (経済・産業企画課) (第619号)	34
教 育 委 員 会 告 示	
○ 個人演説会に係る公営施設設備及び費用額について (第23号)	36
交 通 局 告 示	
○ 「地下迷宮に眠る謎2020」専用バス・地下鉄全線一日乗車券の発売についての一部改正について (第9号)	38

公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	39
雑	報	
○ 教育委員会の人事異動	(教育・総務課)	44

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例（第61号）

1 改正内容

道路法（昭和27年法律第 180号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 1条関係）

2 施行期日

道路法等の一部を改正する法律（令和 2年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市瑞穂運動場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第 113号）

1 内容

名古屋市瑞穂運動場条例の一部を改正する条例（令和 2年名古屋市条例第 8号）の施行期日を令和 3年 6月26日と定めるものです。

○ 名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則（第 114号）

1 内容

名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を改正する規則（令和 2年名古屋市規則第99号）の施行期日を令和 3年 6月26日と定めるものです。

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年10月 7 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第61号

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例（平成21年名古屋市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 条第 2 項第 6 号」を「第 2 条第 2 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、道路法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

名古屋市瑞穂運動場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 2 年10月 9 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 113 号

名古屋市瑞穂運動場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

名古屋市瑞穂運動場条例の一部を改正する条例（令和 2 年名古屋市条例第 8 号）の施行期日は、令和 3 年 6 月26日とする。

名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 2 年10月 9 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 114 号

名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を改正する規則の施行期日
を定める規則

名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を改正する規則（令和 2 年名古屋市規則第99号）の施行期日は、令和 3 年 6 月26日とする。

名古屋市告示第 610 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 2 年 9 月 30 日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和 2 年 10 月 5 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 令和 2 年度名古屋市一般会計補正予算（第 7 号）
- 2 令和 2 年度名古屋市基金特別会計補正予算（第 5 号）
- 3 令和 2 年度名古屋市公債特別会計補正予算（第 2 号）
- 4 令和 2 年度名古屋市一般会計補正予算（第 8 号）
- 5 令和 2 年度名古屋市一般会計補正予算（第 9 号）
- 6 令和 2 年度名古屋市公債特別会計補正予算（第 3 号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和２年度名古屋市一般会計補正予算（第７号）

令和２年度名古屋市一般会計の補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,560,715千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,533,281,278千円とする。

第２条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条 繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条 債務負担行為の追加及び変更は、「第３表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条 地方債の変更は、「第４表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 国 庫 支 出 金		474,991,786	13,784,698	488,776,484
	1 負 担 金	189,688,461	1,523,198	191,211,659
	2 補 助 金	284,555,549	12,261,500	296,817,049
10 県 支 出 金		74,048,370	△ 1,343,661	72,704,709
	2 補 助 金	22,258,851	△ 1,343,661	20,915,190
13 繰 入 金		34,285,660	△ 9,256,151	25,029,509
	1 他 会 計 繰 入 金	34,285,660	△ 9,256,151	25,029,509
14 繰 越 金		1	2,043,286	2,043,287
	1 繰 越 金	1	2,043,286	2,043,287
15 諸 収 入		115,959,212	1,317,543	117,276,755
	7 雑 入	22,308,863	1,317,543	23,626,406
16 市 債		81,916,000	15,000	81,931,000
	1 市 債	81,916,000	15,000	81,931,000
歳 入	合 計	1,526,720,563	6,560,715	1,533,281,278

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正	額 千円	計 千円
2 総 務 費		44,299,534		50,038	44,349,572
	1 総 務 管 理 費	20,807,798		50,038	20,857,836
3 健 康 福 祉 費		340,507,728		4,092,011	344,599,739
	2 老 人 福 祉 費	60,569,624		513,630	61,083,254
	3 生 活 保 護 費	88,087,479		22,637	88,110,116
	7 公 衆 衛 生 費	17,016,786		3,555,744	20,572,530
4 子 ども 青 少 年 費		187,747,785		860,971	188,608,756
	1 子 ども 青 少 年 費	187,747,785		860,971	188,608,756
5 環 境 費		41,878,621	△	12,071	41,866,550
	1 環 境 保 全 費	5,212,695	△	12,071	5,200,624
6 ス ポ ー ツ 市 民 費		265,565,744		184,000	265,749,744
	2 区 役 所 費	17,694,057		14,000	17,708,057
	3 ス ポ ー ツ 費	12,145,919		170,000	12,315,919
7 経 済 費		100,360,324	△	2,437,354	97,922,970
	1 産 業 費	99,074,434	△	2,437,354	96,637,080
8 観 光 文 化 交 流 費		14,473,717		30,260	14,503,977
	1 観 光 交 流 費	7,209,043	△	30,740	7,178,303
	2 文 化 交 流 費	5,314,238		61,000	5,375,238
11 消 防 費		28,999,565	△	281,081	28,718,484

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
12 教 育 費	1 消 防 費	28,999,565	△ 281,081	28,718,484
	1 教 育 総 務 費	191,614,734	4,073,941	195,688,675
	2 小 学 校 費	14,128,668	2,730,000	16,858,668
	3 中 学 校 費	86,257,829	1,045,303	87,303,132
	4 高 等 学 校 費	43,970,312	247,627	44,217,939
	5 幼 稚 園 費	11,324,838	45,826	11,370,664
	6 特 別 支 援 学 校 費	1,767,684	9,366	1,777,050
	8 私 学 振 興 費	6,428,237	5,819	6,434,056
	9 生 涯 学 習 費	8,038,734	—	8,038,734
歳 出	合 計	9,058,050	△ 10,000	9,048,050
		1,526,720,563	6,560,715	1,533,281,278

第2表 繰越明許費補正

款		項		事	業	名	金	額	千円
6	スポーツ市民費	2	区	役	所	費	中村区役所等複合庁舎周辺道路無電柱化の設計	14,000	
7	経済費	1	産	業		費	次期産業振興計画の策定	18,000	
12	教 育 費	1	教 育	総 務		費	情報通信用ネットワークサーバーの購入	2,730,000	
		2	小 学	校		費	大型提示装置の購入	499,125	
		3	中 学	校		費	大型提示装置の購入	181,875	
		4	高 等 学 校	校		費	大型提示装置の購入	40,125	

第3表 債務負担行為補正

1 追加分

事	項	期	間	限	度	額	千円
教育センター情報通信ネットワーク回線使用料等		令和3年度から令和8年度まで				271,000	
小学校タブレット端末のソフトウェア導入・保守業務委託		令和3年度から令和8年度まで				4,956,000	
小学校情報通信ネットワーク回線使用料		令和3年度から令和8年度まで				202,000	
中学校タブレット端末のソフトウェア導入・保守業務委託		令和3年度から令和8年度まで				4,299,000	
中学校情報通信ネットワーク回線使用料		令和3年度から令和8年度まで				86,000	
高等学校情報通信ネットワーク回線使用料		令和3年度から令和8年度まで				11,000	
特別支援学校情報通信ネットワーク回線使用料		令和3年度から令和8年度まで				4,000	

2 変 更 分

事 項	補 正			前			補 正			後		
	期	間	限	度	額	千円	期	間	限	度	額	千円
ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金の利子補給 (令和2年第83号議決)	令和3年度から 令和5年度まで				14,685,000		令和3年度から 令和5年度まで				30,905,000	
ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金の貸付利率の引き下げ (令和2年第83号議決)	令和5年度から 令和12年度まで				1,816,000		令和5年度から 令和12年度まで				3,499,000	

第4表 地方債補正

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法			
消防施設整備費	803,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができ。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。		818,000	補正前に同	補正前に同	補正前に同	償還の方法に同じ		

令和２年度名古屋市長官公営企業特別会計補正予算（第５号）

令和２年度名古屋市長官公営企業特別会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,256,151千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,263,536千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
14 災害対策事業基金収入		2,063,821	△ 256,390	1,807,431
	3 基金積戻金	2,058,009	△ 256,390	1,801,619
22 財政調整基金収入		12,496,069	△ 8,999,761	3,496,308
	2 基金積戻金	12,452,340	△ 8,999,761	3,452,579
歳 入	合 計	112,519,687	△ 9,256,151	103,263,536

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
14 災害対策事業基金		2,063,821	△ 256,390	1,807,431
	1 他会計繰出金	2,058,009	△ 256,390	1,801,619
22 財政調整基金		12,496,069	△ 8,999,761	3,496,308
	1 他会計繰出金	12,452,340	△ 8,999,761	3,452,579
歳 出	合 計	112,519,687	△ 9,256,151	103,263,536

令和２年度名古屋市長官公債特別会計補正予算（第２号）

令和２年度名古屋市長官公債特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ452,629,905千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 公 債		198,981,000	15,000	198,996,000
	1 公 債	198,981,000	15,000	198,996,000
歳 入	合 計	452,614,905	15,000	452,629,905

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰 出 金		127,961,000	15,000	127,976,000
	1 起 債 額 繰 出	127,961,000	15,000	127,976,000
歳 出	合 計	452,614,905	15,000	452,629,905

令和２年度名古屋市一般会計補正予算（第８号）

令和２年度名古屋市一般会計の補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,015,340千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,534,296,618千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 国庫支出金		488,776,484	294,800	489,071,284
	2 補助金	296,817,049	294,800	297,111,849
10 県支出金		72,704,709	720,540	73,425,249
	2 補助金	20,915,190	720,540	21,635,730
歳 入 合 計		1,533,281,278	1,015,340	1,534,296,618

歳 出

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 健康福祉費		344,599,739	1,015,340	345,615,079
	7 公衆衛生費	20,572,530	1,015,340	21,587,870
歳 出 合 計		1,533,281,278	1,015,340	1,534,296,618

令和２年度名古屋市一般会計補正予算（第９号）

令和２年度名古屋市一般会計の補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,041,024千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,535,337,642千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条 繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条 地方債の変更は、「第３表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 国 庫 支 出 金		489,071,284	336,404	489,407,688
	2 補 助 金	297,111,849	336,404	297,448,253
10 県 支 出 金		73,425,249	568,620	73,993,869
	2 補 助 金	21,635,730	568,620	22,204,350
14 繰 越 金		2,043,287	12,000	2,055,287
	1 繰 越 金	2,043,287	12,000	2,055,287
16 市 債		81,931,000	124,000	82,055,000
	1 市 債	81,931,000	124,000	82,055,000
歳 入 合 計		1,534,296,618	1,041,024	1,535,337,642

歳 出

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 健 康 福 祉 費		345,615,079	905,024	346,520,103
	7 公 衆 衛 生 費	21,587,870	905,024	22,492,894
12 教 育 費		195,688,675	136,000	195,824,675
	7 大 学 費	10,640,382	136,000	10,776,382
歳 出 合 計		1,534,296,618	1,041,024	1,535,337,642

第2表 繰越明許費補正

款	項	業	名	金	額
12 教 育	7 大 学 費	事 業	公立大学法人名古屋市立大学への財務会計システム改修費補助	金	千円 12,000

第3表 地方債補正

起債の目的	既		提		出		補		正		後	
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還	の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法			
市立大学施設整備補助金	561,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	685,000	補正前 同	補正前 同	補正前 同	補正前 同			

令和２年度名古屋市長官公債特別会計補正予算（第３号）

令和２年度名古屋市長官公債特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ452,753,905千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 公 債		198,996,000	124,000	199,120,000
	1 公 債	198,996,000	124,000	199,120,000
歳 入	合 計	452,629,905	124,000	452,753,905

歳 出

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰 出 金		127,976,000	124,000	128,100,000
	1 起 債 額 繰 出	127,976,000	124,000	128,100,000
歳 出	合 計	452,629,905	124,000	452,753,905

名古屋市告示第 611号

ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の選挙立候補者

令和 2年10月11日に執行する名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第 2項の規定により届出のあった候補者は、次のとおりです。

令和 2年10月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

宅地の所有者が選挙する委員の候補者

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地
株式会社イデックスホールディングス	名古屋市中区栄三丁目 1番15号
伊藤 滋	名古屋市守山区小幡中一丁目 7番21号
独立行政法人国際協力機構	東京都千代田区二番町 5番地25
鈴井 一博	名古屋市昭和区妙見町 116番地の 1
中京テレビ放送株式会社	名古屋市中村区平池町四丁目60番地11
株式会社日衡	名古屋市中川区運河町 3番 3号
日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町二丁目 3番 1号
脇田運輸倉庫株式会社	名古屋市中村区名駅南一丁目28番21号

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部
ささしまライブ24総合整備事務所

名古屋市告示第 612号

ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の選挙の無投票

令和 2年10月11日に執行する名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の選挙については、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票を行いません。

令和 2年10月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部
ささしまライブ24総合整備事務所

名古屋市告示第 613 号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第73条第 1 項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第 2 項の規定により告示するとともに、同条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和 2 年10月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

東井の元町建築協定

2 建築協定区域

名古屋市瑞穂区井の元町 133 番 外

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 614 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第 4 項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和 2 年10月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
社会福祉法人ほうり ん福社会	名古屋市西区大野木二 丁目 135 番地	令和 2 年 1 月 1 日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 615号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 2年10月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

令和元年10月11日 31指令住開指第 149号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市緑区諸の木三丁目1914番

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市瑞穂区苗代町15番 1号

ブラザー不動産株式会社

代表取締役 小森諭司

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 616号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 2年10月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
田中 香里 あま市七宝町遠島萱苧島1859番地 1
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
安井 裕亮 名古屋市中川区富永二丁目 378番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区富永二丁目 414番 3、畑、191.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として利用
 - (3) 存続期間 令和 2年10月10日から令和 5年10月 9日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積： 0平方メートル
 - (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 100日、農業従事者： 2人
 - (3) 農機具の保有状況
鎌： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 617号

大曾根北土地区画整理審議会委員選挙の無投票

令和 2年11月 1日に執行する名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理審議会委員選挙につきましては、届出のありました候補者の数が選挙すべき委員の数を超えませんので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票を行いません。

令和 2年10月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 618号

大曾根北土地区画整理審議会委員の選挙における届出のあった候補者について

令和 2年11月 1日に執行する名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理審議会委員選挙につきまして、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第 2項の規定により届出のありました候補者は、次のとおりです。

令和 2年10月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 宅地の所有者のうちから選挙される委員に立候補した者

氏 名	住 所
水野 喜章	名古屋市北区山田町 4丁目76番地
渡邊 ・ 彬	名古屋市北区大曾根四丁目18番40号
水野 正久	名古屋市北区山田西町 3丁目 160番地の 2
斉藤 洋司	名古屋市北区上飯田東町 2丁目51番地の 1
神戸 保博	名古屋市北区上飯田東町 3丁目11番地
堀田 三郎	名古屋市北区上飯田東町 4丁目35番地の 2
安藤 良平	名古屋市北区上飯田東町 5丁目12番地

2 宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員に立候補した者

氏 名	住 所
林 伊智朗	名古屋市北区山田町 4丁目47番地の 3

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 619 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 2 年 10 月 9 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

南区、緑区及び名東区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

(1) 南区

検 査 日	検 査 場 所
11月10日（火）	瑞穂生涯学習センター（玄関前）
11月11日（水）	南生涯学習センター（駐輪場）
11月17日（火）	なごや農業協同組合大高支店（倉庫）

(2) 緑区

検 査 日	検 査 場 所
11月16日（月）	大高地域コミュニティセンター（集会室）

11月20日（金）	大高地域コミュニティセンター（集会室）
11月26日（木）	なごや農業協同組合大高支店（倉庫）
11月27日（金）	平針（新）公民館（ホール）

(3) 名東区

検 査 日	検 査 場 所
12月 8 日（火）	名東生涯学習センター（体育室）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市教育委員会告示第23号

個人演説会に係る公営施設設備及び費用額について

平成5年名古屋市教育委員会告示第14号（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項及び第121条第1項に基づく各種公職選挙における個人演説会の設備の程度その他施設の使用について必要な事項並びに納付すべき費用の額を定める告示）の一部を次のように改正する。

令和2年10月8日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

個人演説会公営施設設備及び費用額を次のように改める。

個人演説会公営施設設備

施設の名称	演説会場 に充てる 場所	左記の 面積	聴衆席 の状況	演壇の 有無	照明設備 の有無	拡声機設 備の有無
名古屋市平田 学校体育センター	体育館	m ² 1,162.5	椅子 330 脚 800 人	有	有	有
名古屋市中川 学校体育センター	体育館	1,368	椅子 170 脚 800 人	有	有	有
名古屋市天白 学校体育センター	体育館	1,162.5	椅子 230 脚 800 人	有	有	有

個人演説会公営施設設備費用額

施設の名称	基本区分			特例区分	
	午前	午後	夜間	午後特	夜間特
名古屋市平田 学校体育センター	円 1,500	円 1,500	円 2,250	円 900	円 1,200
名古屋市中川 学校体育センター	1,500	1,500	2,250	900	1,200
名古屋市天白 学校体育センター	1,500	1,500	2,250	900	1,200
備考					
1 「午前」とは午前 9 時から午後 0 時30分まで、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時まで、「夜間」とは午後 5 時30分から午後 9 時までをいう。 2 「特例区分」とは午後 4 時から午後 6 時30分までの間、別に使用承認又は使用許可されている場合に使用できる区分であり、「午後特」とは午後 1 時から午後 3 時30分まで、「夜間特」とは午後 7 時から午後 9 時までをいう。 3 上記いずれの区分も会場の設営、後片付け及び清掃の時間を含む。					

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市交通局告示第9号

「地下迷宮に眠る謎2020」専用バス・地下鉄全線一日乗車券
の発売についての一部改正について

令和2年名古屋市交通局告示第6号（「地下迷宮に眠る謎2020」専用バス・地下鉄全線一日乗車券の発売について）の一部を、令和2年10月6日から次のように改正します。

令和2年10月5日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

第8項第1号中「「地下迷宮に眠る謎2020」謎解きキット」を「返金不可印がない「地下迷宮に眠る謎2020」謎解きキット」に改めます。

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年10月7日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大須301ビル・万松寺ビル

名古屋市中区大須三丁目3010番地 ほか23筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	—	—	—	(株)ドン・キホーテ	代表取締役 吉田 直樹	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	令和2年6月26日
2	—	—	—	(株)コスモネット	代表取締役 三上 明	京都市中京区烏丸通四条上る筈町689番地	平成24年6月16日
3	—	—	—	(株)じゃんぱら	代表取締役 小林 直純	東京都千代田区外神田四丁目4番7号	平成29年6月23日
4	—	—	—	(株)タイムマシン	代表取締役 大井 裕信	大阪市浪速区日本橋五丁目9番19号	平成27年9月1日

5	—	—	—	田村 洋子	—	名古屋市 中村区京田町 1丁目21番 1号	平成 27年 5月 1日
6	—	—	—	(株)ネクサス エンタープ ライズ	代表取締役 原本 一正	大阪市中央 区日本橋二 丁目 7番13 号	平成 29年 8月 3日
7	—	—	—	(有)アメニテ イドリーム	代表取締役 栗原 秀一	東京都武蔵 野市吉祥寺 本町一丁目 13番 4号	平成 23年 7月 1日
8	(株)ユウキの カレー	代表取締役 蜂須賀 庸 晃	名古屋市 中村区名駅三 丁目 1ー 2	—	—	—	平成 22年 9月 16日
9	丸紅テレコ ム(株)	代表取締役 要 博明	東京都千代 田区神田三 丁目 8番 1 号	—	—	—	平成 22年 8月 31日
10	山本 繁	—	名古屋市瑞 穂区桃園町 三丁目10番 地	—	—	—	平成 21年 10月 15日
11	三輪 昭代	—	名古屋市中 区大須三丁 目30番54号	—	—	—	平成 24年 6月 16日
12	(有)ワールド プランニン グ	代表取締役 平松 芳博	名古屋市千 種区内山三 丁目31番17 号	—	—	—	平成 27年 4月 30日
13	鄭 興	—	愛知県犬山 市四季の丘 1丁目49番 地	—	—	—	平成 21年 3月 31日
14	日比野 光 江	—	名古屋市北 区上飯田南 町 3丁目50 番地 2	—	—	—	平成 27年 6月 23日
15	(株)三日月百 子	代表取締役 物河 昭	大阪市中央 区西心斎橋 二丁目 1番 3号	—	—	—	平成 23年 3月 10日
16	(株)キャリッ ク	代表取締役 程島 一男	栃木県栃木 市箱森町25 ー49	—	—	—	平成 26年 2月 7日

17	(資)マリブ	代表社員 浅野 豪之	名古屋市港区 大手町 3 丁目 3番地 4	—	—	—	平成 26年 4月 30日
18	(有)ディック アップ	代表取締役 荒木 信悟	三重県四日 市市日永東 三丁目 8番 18号	—	—	—	平成 23年 2月 28日
19	(有)D e l i g h t	代表取締役 兼松 紀恵	名古屋市中 区丸の内三 丁目16番11 号	—	—	—	平成 26年 9月 1日
20	(株)ホビーズ ファクトリ ー	代表取締役 渋谷 篤人	大阪市中心 区博労町 3 ー 3ー 9	—	—	—	令和 元年 10月 1日
21	万松寺土地 (株)	代表取締役 伊藤 元裕	名古屋市中 区大須三丁 目30番93号	—	—	—	平成 19年 12月 18日
22	(資)大須屋	代表社員 伊藤 龍彦	名古屋市中 区大須三丁 目32番29号	—	—	—	平成 21年 4月 1日
23	(株)トラベル メイト	代表取締役 金田 耕治	愛知県西春 日井郡師勝 町鹿田1929 番地	—	—	—	平成 21年 4月 1日
24	(株)松屋コー ヒー本店	代表取締役 松下 和義	名古屋市中 区大須三丁 目30番59号	変更なし	代表取締役 松下 幸司	変更なし	平成 27年 7月 28日
25	(有)ビットリ オ	代表取締役 小田 真千	名古屋市中 区上前津二 丁目 7番11 号	変更なし	代表取締役 堀田 修	変更なし	平成 28年 9月 30日
26	(株)エービー シー・マー ト	代表取締役 三木 正浩	東京都渋谷 区神南一丁 目20番 9号	変更なし	代表取締役 野口 実	東京都渋谷 区道玄坂一 丁目12番 1 号	平成 19年 5月 1日
27	(株)ジーンズ メイト	代表取締役 西脇 健司	東京都渋谷 区神宮前六 丁目27番 8 号	変更なし	代表取締役 富澤 茂	東京都渋谷 区富ヶ谷一 丁目49番 4 号	平成 30年 8月 31日
28	(有)ラ・セゾ ン	代表取締役 堀田 修	名古屋市中 区上前津二 丁目11番 5 号	変更なし	代表取締役 堀田 茂	名古屋市中 区上前津二 丁目 7番24 号	平成 30年 11月 1日

29	(株)沖縄物産 企業連合	代表取締役 宮城 弘岩	沖縄県那覇 市山下町 4 番20号	変更なし	代表取締役 羽地 朝昭	沖縄県那覇 市金城三丁 目 8番地11	令和 元年 5月 31日
30	(株)日永洋服 店	代表取締役 日永 武男	名古屋市中 区大須三丁 目30番55号	(株)日永洋服 店	代表取締役 日永 雄大	変更なし	平成 28年 5月 26日
31	(株)アニブロ	代表取締役 高橋 豊	東京都板橋 区弥生町77 - 3	(株)ゲーマー ズ	変更なし	東京都板橋 区弥生町77 番 3号	平成 26年 1月 27日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 7までの小売業者については、入店のため
- (2) No. 8からNo.23までの小売業者については、退店のため
- (3) No.24及びNo.25の小売業者については、代表者変更のため
- (4) No.26からNo.29までの小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (5) No.30の小売業者については、名称の誤記修正及び代表者変更のため
- (6) No.31の小売業者については、名称変更及び住所の誤記修正のため

5 届出の日

令和 2年 9月23日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年10月 7日から令和 3年 2月 8日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3 年 2 月 8 日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

教育委員会の人事異動

小嶋雅代委員は、令和 2 年10月 7 日退任した。

鎌田敏行委員は、令和 2 年10月 8 日再任された。

中谷素之委員は、令和 2 年10月 8 日委員に任命された。